

ポイント解説 ◆ 法改正情報

第7回/全8回

社労士試験において必須となる、多岐に渡る法改正への対応。しかし、独学でそれを押さえていくのは至難の業です。この連載では毎月、試験対策上特に覚えておきたい法改正情報を中心に解説していきます。

社会保険労務士
加藤光大



☑ 育児介護休業法 子の看護等休暇の申出（法16条の2、則33条の2）

改正前	<p>小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、一の年度において5労働日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10労働日）を限度として、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして厚生労働省令で定める当該子の世話を行うための休暇（以下「子の看護休暇」という。）を取得することができる。</p>
改正後	<p>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（以下この項において「小学校第3学年修了前の子」という。）を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、一の年度において5労働日（その養育する小学校第3学年修了前の子が2人以上の場合にあっては、10労働日）を限度として、負傷し、若しくは疾病にかかった当該小学校第3学年修了前の子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして厚生労働省令で定める当該小学校第3学年修了前の子の世話若しくは学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由に伴う当該小学校第3学年修了前の子の世話を行うため、又は当該小学校第3学年修了前の子の教育若しくは保育に係る行事のうち厚生労働省令で定めるものへの参加をするための休暇（以下「子の看護等休暇」という。）を取得することができる。</p>

子の看護休暇制度について、感染症に伴う学級閉鎖等や子の行事参加（子の入園式、卒園式及び入学式を対象）にも利用できるようにし、請求できる期間は、小学校3年生修了時までとすることとしました。

「子の看護等休暇」とは、次の休暇をいいます。対象を拡大するとともに、③と④の休暇が加えられました。

- ① 負傷し、もしくは疾病にかかった**小学校第3学年修了前の子**の世話を行うための休暇
- ② 疾病の予防を図るために必要なものとして厚生労働省令で定める**小学校第3学年修了前の子**の世話を行うための休暇
- ③ 学校保健安全法の規定による**学校の休業その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由に伴う小学校第3学年修了前の子**の世話を行うための休暇